

2025
10月1日
START

綾川町

パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

綾川町では、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる「綾川町パートナーシップ宣言制度」を令和4年4月1日に導入しました。このたび、パートナーのお二人だけではなく、多様な家族のあり方を支援する目的で、ファミリーシップの枠を拡充し、令和7年10月1日より「綾川町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

様式第2号（第7条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓証明書

綾川町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証明します。

パートナーシップ宣誓証明カード

綾川町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証明します。

.....様様
第 号
年 月 日

綾川町長 町長印

様式第2号の2（第7条関係）

（表面）

ファミリーシップ宣誓証明書

綾川町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、ファミリーシップの宣誓をしたことを証明します。

.....様様
ファミリーシップの関係にある者

.....様様

ファミリーシップ宣誓証明カード

綾川町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、ファミリーシップの宣誓をしたことを証明します。

.....様様
ファミリーシップの関係にある者
.....様様
第 号
年 月 日

綾川町長 町長印

～宣誓を希望される方へ～

宣誓を希望される日の1週間前までに
電話またはメールで予約が必要です。

日常生活で使用している通称名を証明書
等に記載することも可能です。

～宣誓を希望される方へ～本制度は、法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除)が生じるものではありませんが、宣誓されたパートナーシップ・ファミリーシップの関係を尊重し、綾川町として応援するものです。

この趣旨を十分にご理解いただき、だれもが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現に向けて、ご協力をお願いします。



綾川町



パートナーシップ宣誓の 対象となる人

- 成年に達している人
 - 綾川町民であること(転入予定者を含む)
 - 配偶者がいないこと
 - 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
 - 宣誓者同士が近親者でないこと
- ※養子縁組を除く

※手続き方法や必要書類など、詳細は町HPをご覧ください。

ファミリーシップの 対象となる人

- パートナーシップにある者の子、または親であること(養子または養親を含む)
- パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップの関係にないこと
- ファミリーシップに同意(15歳未満の場合は親権者の自署による同意)していること
- 未成年の場合はパートナーシップにある者の一方または双方と生計が同一であること

パートナーシップ宣誓制度自治体間連携について

令和7年10月から、制度を利用している方が転入・転出する際に生じる負担軽減を図るため、同様の制度を実施している自治体と連携し、その手続きを簡素化します。

- ・転出元自治体への証明書等の返還手続きが不要です。(証明書等は、転出先自治体へ提出してください。)
- ・転入先自治体へ継続申告することで、お二人にお越しいただいての再度の宣誓及び婚姻をしていないことが確認できる書類(戸籍抄本や独身証明書等)の提出が不要です。

※綾川町から転出する場合

綾川町から連携自治体へ転出する場合、証明書等の返還手続きは不要です。転入先自治体で継続申告の手続き及び綾川町の証明書等の提出を行ってください。

手続きの詳細については、転入先自治体のホームページなどをご確認ください。

※連携自治体については、大阪府ホームページよりご確認ください。

《大阪府ホームページ》

<https://www.pre.osaka.jg.jp/o070020/jinken/patoner/index.html>

綾川町住民生活課
綾歌郡綾川町滝宮299番地
電話:087-876-1114

E-mail:jinken@town.ayagawa.lg.jp



詳細は町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2025122500083/>

綾川町

